

まえがき

『新農家の税金』はその前身である旧著『農家の税金』ともどもたくさんの農家の方々にご愛読いただき、毎年版を重ねてきました。ここに改めて出します『新農家の税金 第22版』は、令和6年分の決算（令和7年2～3月申告）以降の確定申告に適用される税制改正を織り込み、旧版を大幅に改訂してまとめさせていただきました。

第1章では所得税の計算のしかたを所得の計算から始まり、所得控除や税額控除の上手なやり方を経て、納付または還付される税額を出すまで順を追って解説いたしました。

第2章では、金額の多い、したがって知っていると知らないでは税金にも大きな差が出る譲渡所得税についてさまざまな特例の適用のしかたを中心に、特に章を改めて設けて解説いたしました。

第3章では申告書の提出で注意することや、提出したあとまちがいに気づいたときの対応などをまとめました。

第4章では消費税を納める農家のためにその仕組みと留意点を整理。令和5年10月から始まった消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）をマンガでもわかりやすく解説しております。

第5章では令和6年分の決算（令和7年2～3月申告）以降の確定申告に適用される令和6年度税

制改正のポイントをまとめておきました。また、「トピックス1」として令和5年度税制改革のポイントを、「トピックス2」として「知っておきたい農家の相続税」について、具体的な相続場面の事例を紹介しつつ、令和5年度相続税法改正の要旨を加えました。

最後に〈付録1〉として国民健康保険と介護保険の仕組みと節税につながるポイントを挙げ、〈付録2〉として相続税と贈与税の税額速算表を掲載しております。

なお、普段の経営記帳や確定申告書、その他必要書類の作成には『らくらく自動作成 新家族経営の農業簿記ソフト（第2版）』（2020年、農文協刊）を併せてご利用いただければ万全と思います。

コロナ禍以降、地方移住・菜園ブームなど、食と農に関心を示す人たちは確実に増えていきます。このことは地域のなかで農家と非農家が同じ食と農の当事者となっていくことでもあり、「自給の地域化」とも言えそうです。地域的な個性あふれる農型社会が増えてくれば、農業・農村はもっと元気になると思います。本書が農型社会の基盤となる農家の経営と生活の向上に資することができれば幸いです。

2024年11月

著者

*途中で税制が変わったりした場合は、農文協のサイト内の「農文協図書更新コーナー」に掲載します。

目次

★本文中に掲載した各種図表の目次は、巻末366～363ページをご覧ください。

まえがき 1

第1章 所得税の仕組みと税金の計算法

第1節 所得の種類と課税の仕組み 16

第2節 所得金額の計算 26

1 収支計算による農業所得の計算 26

(1) 農業収入金額の計算 27

(2) 必要経費の計算 31

- ① 租税公課 31 / ② 種苗費 32 / ③ 肥料費 33 / ④ 素畜費 33 / ⑤ 飼料費
- 33 / ⑥ 農具費 33 / ⑦ 農薬衛生費 34 / ⑧ 修繕費 34 / ⑨ 動力水道光熱費
- 34 / ⑩ 作業用衣料費 34 / ⑪ 農業共済掛金 35 / ⑫ 減価償却費 35 / ⑬ 雇人費
- 62 / ⑭ 利子・割引料 62 / ⑮ 地代・賃借料 62 / ⑯ 土地改良費 63 / ⑰ 作業委
託費 63 / ⑱ 荷造・運賃 63 / ⑲ 諸材料費 63 / ⑳ 研修費 63 / ㉑ 出荷手数料
- 63 / ㉒ 接待・交際費 63 / ㉓ 通信費 64 / ㉔ 雑費 64 / ㉕ 繁殖用牛豚・果樹育
成費 64 / ㉖ 販売未収金が貸倒れになったときの貸倒金 65
- (3) 事業専従者がいる場合の給与の必要経費の特例 66
- (4) 収支帳への記入 72
- (5) 肉用牛の売却による農業所得の免税の特例 78
- (6) 収支内訳書への記入 82
- (7) 青色申告特別控除の改正 83
- 2 給与所得（総合課税） 96
- 3 不動産所得（総合課税） 102
- 4 山林所得と税額の計算（分離課税） 104

	5	譲渡所得と税額の計算（総合、分離）	106
	(1)	譲渡所得とは	106
	(2)	分離（長期・短期）譲渡所得税額の計算	109
	(3)	分離（長期・短期）譲渡所得から所得控除額を控除	112
	(4)	不動産を売ったときの特別控除、その他の特例	112
	(5)	長期所有していた土地を売ったときの税金の計算例	112
	(6)	株式などを売却したときの税金	115
	(7)	クルマ（業務用）やゴルフ会員権を売却したときの税金	124
	6	退職所得（分離課税）	
		——退職所得の源泉所得税も還付されることがある	125
	7	一時所得（総合課税）	128
	8	雑所得（公的年金等）（総合、分離）	129
	9	所得金額の計算のまとめ	135
	(1)	総合課税と分離課税	135
(2)		赤字の所得がある場合は損益通算できるものがある	137

第3節 所得から差し引かれる金額（所得控除）の計算 140

- | | | |
|-----|---------------------------------|-----|
| 1 | 雑損控除 | 147 |
| 2 | 医療費控除およびセルフメディケーション税制（医療費控除の特例） | 149 |
| (1) | 医療費控除 | 149 |
| (2) | セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） | 155 |
| 3 | 社会保険料控除——健康保険、農業者年金など社会保険料は全額控除 | 167 |
| 4 | 小規模企業共済等掛金控除 | 167 |
| 5 | 生命保険料控除 | 169 |
| 6 | 地震保険料控除 | 170 |
| 7 | 寄付金控除 | 172 |
| (1) | 認定NPO法人寄付金特別控除 | 174 |
| (2) | 公益社団法人等寄付金特別控除 | 174 |
| (3) | 政党などに対する寄付金 | 175 |
| 8 | 障害者控除 | 175 |

(6) 住宅耐震改修特別控除 208

(7) 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

(自己資金で行なった場合) 210

(8) 寄付金の税額控除 211

①認定NPO法人寄付金特別控除 211／②公益社団法人等寄付金特別控除 211／

③政党などに対する寄付金 212／④ふるさと納税(寄付金)による税額控除 212

(9) 災害減免法による税金の軽減免除の特例 214

(10) 定額減税(令和6年分のみ) 215

3 源泉徴収税額を引いて申告納税額を出す 216

第2章 譲渡所得税の節税作戦

——土地や住宅を売るとき、買い換えるとき、

知らないと損する15のポイント——

217

1 農地等を売った場合の特例 218

(1) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の80万円の特別控除(措法34条の3)

218

- (2) 農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により農地中間管理機構に買入れられた
場合の150万円の特別控除（措法34条の2） 220
 - (3) 収用等により資産を譲渡した場合の500万円特別控除の特例（措法33条の4） 220
 - (4) 交換処分に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33条の2） 222
 - (5) 換地処分により資産を取得した場合の課税の特例（措法33条の3） 223
 - (6) 固定資産の交換の場合の課税の特例（所得税法58条） 224
 - (7) 特定土地区画整理事業等のための200万円控除の特例（措法34条） 225
 - (8) 特定住宅地造成事業等のための150万円控除の特例（措法34条の2） 226
- 2 居住用財産を売った場合の特例 227
- (1) 特定の居住用財産の買い換えの特例（措法36条の2） 228
 - (2) 自己の居住用財産を譲渡した場合の300万円の特別控除の特例（措法35条②） 229
 - (3) 居住用財産の譲渡に対する軽減税率の特例（措法31条の3） 229
 - (4) 被相続人の居住用財産（空き家）を譲渡した場合の300万円の特別控除の特例
（措法35条③） 230
 - (5) 居住用財産の買い換えに伴う譲渡損失の損益通算と繰越控除 236

3 相続財産の譲渡に関連する特例 237

4 保証債務を履行するのに資産を譲渡した場合の課税の特例 238

第3章 申告書提出のチェックポイントと、 まちがいに気がついたとき

1 申告書の提出で注意すること 240

2 申告書のまちがいに気づいたら 243

(1) 納めすぎに気づいたら更正の請求書 243

(2) 少なく申告したときは修正申告書 246

第4章 消費税を納める農家の注意点

1 消費税の基礎知識 254

(1) 軽減税率制度とは 254

第5章 令和6年度税制改正のポイント

- 1 所得税・個人住民税の定額減税 306
 - 2 住宅ローン控除の拡充 309
 - 3 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充 309
- (2) の 1 マンガでわかるインボイス制度 256
 - (2) の 2 インボイス制度（適格請求書等保存方式）のポイント 266
 - (3) 納税義務者とは 273
 - (4) 売上高の計算のしかた（判定） 276
 - (5) 売上げ1000万円以下でも課税を選択したほうが有利な場合がある 278
- 2 税額計算の実際 279
 - (1) 売上げに係る消費税の計算 280
 - (2) 仕入れ等に係る消費税と納める消費税の計算 283
 - (3) 税額計算の実際例 285

- 4 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の200万円特別控除の改定 312
- 5 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の150万円特別控除の延長 312
- 6 特定の居住用財産の買い換えおよび交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長 313
- 7 居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の延長 313
- 8 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の延長 313
- 9 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の延長 313
- 10 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の改定および延長 314
- 11 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の改定および延長 314
- 12 山林所得に係る森林計画特別控除の延長 315
- 13 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の延長 315
- 14 消費税に係る帳簿の記載事項の見直し 315

	15	更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備	317
		〔トピックス〕令和5年度税制改正のポイント	317
	1	NISA制度の抜本的拡充・恒久化	317
	2	特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し	318
	3	中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却または所得税額の特別控除 (措法10の3)の延長	320
	4	特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却または所得税額 の特別控除(措法10の5の3①)の延長	321
	5	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長	321
	6	農業経営基盤強化準備金制度(措法24の2)の延長	321
	7	空き家に係る譲渡所得の300万円特別控除の特例の改定および延長	321
	8	インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置	323
	9	電子帳簿等保存制度の見直し	325
10		課税・徴収関係の整備・適正化	327

〔トピックス2〕 知っておきたい農家の相続税 330

1 実録！親父が死んだ 1億円の相続、私の経験と後悔 330

2 令和5年度相続税法改正のポイント 342

△付録1▽国保、介護等の保険料の仕組みと上手な適用法 348

1 国民健康保険 350

2 高齢者支援分 355

3 介護保険 355

4 医療保険料（高齢者支援分含む）と介護保険料の総合的算出システム 356

5 国民健康保険料の軽減、減免制度について 360

△付録2▽相続税、贈与税の税率（税額速算表） 361

図表目次 366

和暦・西暦・満年齢 早見表 367

第1章

所得税の仕組みと 税金の計算法

第1節 所得の種類と課税の仕組み

所得とは、ひらたく言えば「もうけ」のことです。

農家はいろいろな方法で所得をあげていますが、おもなものは農業所得（事業所得）と給与所得でしょう。農業で得た収入から、その収入を得るために要した費用（必要経費）を差し引いたのが農業所得であり、給与（名目年収）から、それを得るために要した経費とみなされている給与所得控除を差し引いたものが給与所得です。

所得にはいろいろな種類がありますが、所得税は総合課税が原則ですから、各種の所得を合計した金額（総所得金額）が課税標準となります。この総所得金額から各種の所得控除を差し引いた額が課税所得となり、それに税率を乗じたものが算出税額です。そしてこの算出税額から税額控除と源泉徴収税などを差し引いた額が実際に納めるべき税額（または還付される税額）となるわけです。

所得税は各種の所得を合算して課税する総合課税が原則になっていますが、所得の種類によっては他の所得と切り離して、それ自体の課税方法によって課税されるもの（分離課税）もあります。山林所得や退職所得、一部の譲渡所得などがそれです。次ページの図1と18～21ページの図2、3に以上

図1 納める税額が決まるまで

所得 - 所得控除 = 課税所得

(課税標準)

課税所得 × 税率 = 算出税額

算出税額 - 税額控除 - 定額減税 - 源泉徴収税額 = 申告納税額

の全容を示しておきましたのでご覧ください。

仕組みは以上のとおりですが、税金の計算は、22～25ページに載せた「令和〇〇年分の所得税の 申告書」(申告書の空白に「確定」と記入します)の記載の順序にしたがって①収入金額、②所得金額、③所得から差し引かれる金額、④税金の計算、というように一つひとつ区分して計算することによって「申告納税額」が決まります。

「申告納税額」がマイナスになった場合は源泉徴収税額および予納額から「還付される税金」となり、納めすぎを還付してもらおうことになります。

この区分にしたがってみてみると次のものがあります。

- ① 収入金額と所得金額……営業所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得。ほかに山林所得や退職所得、分離課税の譲渡所得があるときは分離課税用の第三表という申告書を添付します。

- ③ 所得から差し引かれる金額(所得控除)……雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料

・白色申告者については、被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額の合計額
②特定被災事業用資産の損失の割合が10%未満の場合には、特定被災事業用資産の損失による純損失の金額

※特定非常災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定される災害のこと。例えば、平成23年の東日本大震災や平成30年の西日本豪雨災害、令和6年の能登半島地震などが該当します。

第3節

所得から差し引かれる金額 (所得控除)の計算

所得金額の計算がすむと、次は「所得から差し引く金額」(所得控除)の算出に入ります。

所得税法では、納税者のさまざまな事情を考慮して公平な課税をするために、所得金額から控除(差し引く)できる制度を設けています。これを「所得控除」といい、以下に述べる「1 雑損控除」から「14 基礎控除」まで14種類あります。

表13に種類別の一覧表にしましたので、ここで概要をつかみ、自分が適用できるものをチェックし、詳しくは当該ページをご覧ください。



免税事業者・課税事業者のお金の残り方



免税事業者の場合

肥料購入時に払った消費税2000円は完全な負担となるが、販売時に手に入った消費税2400円は納める必要がない。

2400円 (販売時の消費税、免税分) - **2000円** (肥料購入時に支払った分) = **400円**

400円が国に納められず農家の手元に残る (いわゆる「益税」)。

課税事業者の場合

肥料購入時に払った2000円分を「仕入れ税額控除」。

2400円 (販売時の消費税、納税義務) - **2000円** (肥料購入時に支払った分、仕入れ税額控除) = **400円**

この400円を国に納める。仕入れ税額控除のためには、資材購入時にインボイスをもらう必要がある (本則課税の場合)。

*なお、登録事業者は本則課税でも簡易課税でもインボイス発行可能。

まあ、待て。
まだ、なるといけな
いって決まったわけ
じゃないよ

この場合、
手元に残るお金が
400円も違ってくるのか
いやだー、課税事業者に
なりたくないー

インボイスの
バカヤロー

小さい事業者を守る
免税制度

消費税納入に伴う事務・金銭的な負担は、小さな事業者ほど大きくなる。そこで、公平を保つために設けられたのが売り上げ1000万円以下の事業者に対する「免税制度」だ。この制度により中小事業者の手元に残るお金は「益税」と呼ばれることもあった。インボイスは暗にこの「益税」撤廃を目的とした制度であり、弱いものいじめといえる。

三浦大根さんのお父さんが亡くなったのは、昨年2月のことだった。前年10月頃に誤嚥性肺炎になり、2カ月の入院の後に自宅療養へ。その後、2カ月で旅立った。享年94、大往生である。

死亡届やらなんやらの手続きの後、出てきた問題が「相続をどうするか」。自身67歳になる三浦さんだが、当然ながら家を継ぐのは初めての経験だ。今回、約1年にわたる相続の貴重な体験について、「自分が知らず不安だったし、少しでも誰かのためになれば」と、感想や注意すべきポイントとともに語ってくれた。

親父、1億円の男だった！

当たり前だが、「相続を知り尽くした農家」などはそうそうおらず、相続時には税理士を頼ることになる。三浦さんも近くのJAの窓口相談し、農家の相続税に詳しい税理士を紹介してもらった。以後、手続き方法や必要書類の確認など、相続に関わるすべてはこの税理士とのやり取りの中で進めていったそうだ。

いの一に必要となったのは、父親名義の財産がいったいどれくらいあるのか、その「評価額」の計算だ。死亡時点での口座の残高証明書、葬式費用の領収書、借入金の残高証明書など、必要な書類を揃えて提出。これを

もとに税理士が評価額や相続税額を計算し、まとめたものを書面で通知してくる、という流れであった。

三浦さん曰く「オレも一応、親の生前から『農地も結構あるし、死んだら相続税が多少かかるかもしれない』くらいの考えはあったんですよ。とは言っても、まだ本人が元気なうちからそんな話は出しにくいし、改めて計算してみることもないじゃないですか。具体的にどれくらいの財産、税額なのかは、全然わかっていませんでした。親父自身も、知らなかったと思います」。

結局、今回税理士から通知された書類を見て、初めて自分の家の相続財産について、全貌を知ることになったのだそうだ。その額と内訳は33ページの通り。評価額の合計は1億664万7000円となり、「正直、驚きましたね。予想していたよりもずっと多いと思いました」。ここから相続人の数などを勘案し、相続税の額を算出していく。法定相続人は三浦さん、弟、姉（故人）の息子3人の計5人。相続時には、財産の評価額から3000万円＋法定相続人1人当たり600万円を控除できる。今回は5人なので600万円×5で3000万円。これが基礎控除で、財産がこれ以下なら相続税はかからない。相続税の対象額は評価額から基礎控除6000万円を引いた4664万7000円。ここからp336のよう

2 令和5年度相続税法改正のポイント

令和5年度税制改正において、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築の観点から、暦年贈与と相続時精算課税贈与の見直しが行なわれました。また、教育資金の一括贈与および結婚・子育て資金の一括贈与の見直し、延長が行なわれました。

(1) 暦年贈与と相続時精算課税贈与の見直し

① 相続時精算課税制度については平成15年に導入されましたが、その使い勝手の悪さから、あまり使われていませんでした。今回、暦年課税の基礎控除とは別に110万円の基礎控除を創設するとともに、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合には、相続時に課税価格を再計算することとされました。

相続時精算課税制度の適用を受けるには、「相続時精算課税選択届出書」の届出が必要です。これまでは贈与を受けるたびに確定申告が必要でしたが、令和5年度税制改正によって、年間110万円までの贈与であれば確定申告は不要となりました。また、相続税の計算においても110万円以下の贈与は、相続財産に加算する必要はありません。